

(非公募)

山口市放課後児童クラブ指定管理者候補者審査結果

1 施設の名称 わかくさ学級

2 指定の期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

3 指定管理者候補者特定団体名

わかくさ学級運営協議会

会長 伊達 巧

山口市大殿大路213番地

4 団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）

本団体は、大殿小学校区内で放課後児童クラブを運営することを目的として設立され、地区社会福祉協議会、町内連合会、民生委員児童委員協議会、小学校長等で構成されており、現在も指定管理者として大殿小学校区の放課後児童クラブを運営しています。

5 非公募施設とした理由

放課後児童クラブは、当該小学校区の児童が通う地域に密着した施設で、当該地域の住民や利用者で組織し、活動している団体が管理運営を行った方が効率的であり、施設の設置目的を有効に達成できると判断したため。

6 審査の経過

仕様書の決定 令和3年 7月 5日（月）

指定申請提出期限 令和3年 9月22日（水）

選定委員会による審査 令和3年10月11日（月）

7 審査の方法

(1) 選定委員会委員

榎本美由紀 こども未来部長（委員長）

河辺 寿夫 こども未来部次長

小野 智紀 こども未来課長

杉本 一平 保育幼稚園課長

藤本 緑 子育て保健課長

(2) 提出書類の確認

特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。

(3) 審査内容

非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類の内容に基づき、選定委員会において、公募施設と同様に選定基準「別紙1」に掲げる評価項目ごとに評価を行い、各委員の点数を合算したものを得点とし、総配点合計の6割（基準点）以上であることを確認しました。

また、施設の更なるサービスの向上や効率的な運営等への努力の観点から、各委員の意見を付記して審査意見としました。

8 選定の概要

選定基準	配点	委員数	総配点	特定団体
平等な利用を確保することができるものであること	10	5	50	30
施設の効果を最大限に発揮できる能力を有していること	80	5	400	272
施設の管理経費の縮減が図られること	10	5	50	30
施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	80	5	400	300
市の施策への貢献が期待できること	20	5	100	75
総計	200	5	1,000	707
基準点	—	—	600	

9 審査意見

わかくさ学級は、本市大殿小学校区において、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し放課後の適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童健全育成事業」の場として設置している施設です。

そのため、本施設は、「遊び等の活動拠点」としての機能と「生活の場」としての機能を適切に発揮し、児童が安全に安心して過ごすことができ、子どもの一人ひとりの状況や発達段階を踏まえた育成支援を展開することが期待されます。

そこで、指定管理者になろうとする団体については、こうした施設の設置目的や性格を踏まえ審査を行いました。

現在の指定管理者であるわかくさ学級運営協議会は、これまでの実績、経験や培われたノウハウを基に、施設の持っている目的や性格を十分に理解し、今まで以上にその特色をフルに発揮させる事業の実施及び施設の管理を行う能力を有しています。

特に、独自に「ヒヤリ・ハット事例集」を作成するなど安全管理体制が充実している点や、多彩な年間行事、学期ごとの明確な目標設定など児童に寄り添った事業計画となっている点が高く評価できます。

また、現在の指定管理期間中には、弾力的な受け入れにより市の待機児童対策に協力したほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための小学校臨時休業期間中の午前中保育を実施しており、今後も市の施策に貢献する運営が期待できます。

以上、総合的に判断して、わかくさ学級運営協議会はわかくさ学級の特定団体として、必要な条件を満たしており、適当であるものと認めます。

(非公募)

山口市放課後児童クラブ指定管理者候補者審査結果

- 1 施設の名称 うえき第2学級
- 2 指定の期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日
- 3 指定管理者候補者特定団体名
 大内地区社会福祉協議会
 会長 岡村 輝夫
 山口市大内矢田北五丁目8番28号
- 4 団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）
 本団体は、大内地域内で社会福祉事業を運営することを目的として設立され、地域住民を中心に構成されており、現在も指定管理者として大内小学校区の放課後児童クラブを運営しています。
- 5 非公募施設とした理由
 放課後児童クラブは、当該小学校区の児童が通う地域に密着した施設で、当該地域の住民や利用者が組織し、活動している団体が管理運営を行った方が効率的であり、施設の設置目的を有効に達成できると判断したため。
- 6 審査の経過
 仕様書の決定 令和3年 7月 5日（月）
 指定申請提出期限 令和3年 9月22日（水）
 選定委員会による審査 令和3年10月11日（月）
- 7 審査の方法
 - (1) 選定委員会委員
 榎本美由紀 こども未来部長（委員長）
 河辺 寿夫 こども未来部次長
 小野 智紀 こども未来課長
 杉本 一平 保育幼稚園課長
 藤本 緑 子育て保健課長
 - (2) 提出書類の確認
 特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。
 - (3) 審査内容
 非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類の内容に基づき、選定委員会において、公募施設と同様に選定基準「別紙1」に掲げる評価項目ごとに評価を行い、各委員の点数を合算したものを得点とし、総配点合計の6割（基準点）以上であることを確認しました。
 また、施設の更なるサービスの向上や効率的な運営等への努力の観点から、各委員の意見を付記して審査意見としました。

8 選定の概要

選定基準	配点	委員数	総配点	特定団体
平等な利用を確保することができるものであること	10	5	50	30
施設の効果を最大限に発揮できる能力を有していること	80	5	400	268
施設の管理経費の縮減が図られること	10	5	50	30
施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	80	5	400	294
市の施策への貢献が期待できること	20	5	100	75
総計	200	5	1,000	697
基準点	—	—	600	

9 審査意見

うえき第2学級は、本市大内小学校区において、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し放課後の適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童健全育成事業」の場として設置している施設です。

そのため、本施設は、「遊び等の活動拠点」としての機能と「生活の場」としての機能を適切に発揮し、児童が安全に安心して過ごすことができ、子どもの一人ひとりの状況や発達段階を踏まえた育成支援を展開することが期待されます。

そこで、指定管理者になろうとする団体については、こうした施設の設置目的や性格を踏まえ審査を行いました。

現行の指定管理者である大内地区社会福祉協議会は、これまでの実績、経験や培われたノウハウを基に、施設の持っている目的や性格を十分に理解し、今まで以上にその特色をフルに発揮させる事業の実施及び施設の管理を行う能力を有しています。

特に、障がい等により支援の必要な児童に対するきめ細かな対応、緊急時の連絡先リストや対応フローチャートの作成といった具体的な安全管理体制、独自性と工夫のある年間行事計画が高く評価できます。

また、現在の指定管理期間中には、弾力的な受け入れにより市の待機児童対策に協力しており、今後も市の施策に貢献する運営が期待できます。

以上、総合的に判断して、大内地区社会福祉協議会がうえき第2学級の特定団体として、必要な条件を満たしており、適当であるものと認めます。

(非公募)

山口市放課後児童クラブ指定管理者候補者審査結果

- 1 施設の名称 みなみ第3学級
- 2 指定の期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日
- 3 指定管理者候補者特定団体名
 大内地区社会福祉協議会
 会長 岡村 輝夫
 山口市大内矢田北五丁目8番28号
- 4 団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）
 本団体は、大内地域内で社会福祉事業を運営することを目的として設立され、地域住民を中心に構成されており、現在も指定管理者として大内南小学校区の放課後児童クラブを運営しています。
- 5 非公募施設とした理由
 放課後児童クラブは、地域に密着した施設で、当該地域の住民や利用者で組織し、活動している団体や当該地域において活動実績を有する団体が管理運営を行った方が効率的であり、施設の設置目的を有効に達成できると判断したため。
- 6 審査の経過
 仕様書の決定 令和3年 7月 5日（月）
 指定申請提出期限 令和3年 9月22日（水）
 選定委員会による審査 令和3年10月11日（月）
- 7 審査の方法
 - (1) 選定委員会委員
 榎本美由紀 こども未来部長（委員長）
 河辺 寿夫 こども未来部次長
 小野 智紀 こども未来課長
 杉本 一平 保育幼稚園課長
 藤本 緑 子育て保健課長
 - (2) 提出書類の確認
 特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。
 - (3) 審査内容
 非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類の内容に基づき、選定委員会において、公募施設と同様に選定基準「別紙1」に掲げる評価項目ごとに評価を行い、各委員の点数を合算したものを得点とし、総配点合計の6割（基準点）以上であることを確認しました。
 また、施設の更なるサービスの向上や効率的な運営等への努力の観点から、各委員の意見を付記して審査意見としました。

8 選定の概要

選定基準	配点	委員数	総配点	特定団体
平等な利用を確保することができるものであること	10	5	50	30
施設の効果を最大限に発揮できる能力を有していること	80	5	400	262
施設の管理経費の縮減が図られること	10	5	50	30
施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	80	5	400	294
市の施策への貢献が期待できること	20	5	100	80
総計	200	5	1,000	696
基準点	—	—	600	

9 審査意見

みなみ第3学級は、本市大内南小学校区において、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し放課後の適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童健全育成事業」の場として設置している施設です。

そのため、本施設は、「遊び等の活動拠点」としての機能と「生活の場」としての機能を適切に発揮し、児童が安全に安心して過ごすことができ、子どもの一人ひとりの状況や発達段階を踏まえた育成支援を展開することが期待されます。

そこで、指定管理者になろうとする団体については、こうした施設の設置目的や性格を踏まえ審査を行いました。

現行の指定管理者である大内地区社会福祉協議会は、これまでの実績、経験や培われたノウハウを基に、施設の持っている目的や性格を十分に理解し、今まで以上にその特色をフルに発揮させる事業の実施及び施設の管理を行う能力を有しています。

特に、障がい等により支援の必要な児童に対するきめ細かな対応、緊急時の連絡先リストや対応フローチャートの作成といった具体的な安全管理体制、地域と連携した運営を計画している点が高く評価できます。

また、現在の指定管理期間中には、弾力的な受け入れにより市の待機児童対策に協力しており、今後も市の施策に貢献する運営が期待できます。

以上、総合的に判断して、大内地区社会福祉協議会はみなみ第3学級の特定団体として、必要な条件を満たしており、適当であるものと認めます。

(非公募)

山口市放課後児童クラブ指定管理者候補者審査結果

- 1 施設の名称 徳佐児童クラブ
- 2 指定の期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日
- 3 指定管理者候補者特定団体名
社会福祉法人山口市社会福祉協議会
会長 岩城 精二
山口市上堅小路89番地1
- 4 団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）
山口市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的としており、現在も指定管理者として徳佐小学校区の放課後児童クラブを運営しています。
- 5 非公募施設とした理由
放課後児童クラブは、当該地域の小学校、地域との円滑な連携や児童の成長に合わせた継続的かつ確実な保育が求められる施設であり、運営実績を有する団体を指名することが、明らかに効果的、効率的であると判断したため。
- 6 審査の経過
仕様書の決定 令和3年 7月 5日（月）
指定申請提出期限 令和3年 9月22日（水）
選定委員会による審査 令和3年10月11日（月）
- 7 審査の方法
 - (1) 選定委員会委員
榎本美由紀 こども未来部長（委員長）
河辺 寿夫 こども未来部次長
小野 智紀 こども未来課長
杉本 一平 保育幼稚園課長
藤本 緑 子育て保健課長
 - (2) 提出書類の確認
特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。
 - (3) 審査内容
非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類の内容に基づき、選定委員会において、公募施設と同様に選定基準「別紙1」に掲げる評価項目ごとに評価を行い、各委員の点数を合算したものを得点とし、総配点合計の6割（基準点）以上であることを確認しました。
また、施設の更なるサービスの向上や効率的な運営等への努力の観点から、各委員の意見を付記して審査意見としました。

8 選定の概要

選定基準	配点	委員数	総配点	特定団体
平等な利用を確保することができるものであること	10	5	50	30
施設の効果を最大限に発揮できる能力を有していること	80	5	400	240
施設の管理経費の縮減が図られること	10	5	50	30
施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	80	5	400	282
市の施策への貢献が期待できること	20	5	100	80
総計	200	5	1,000	662
基準点	—	—	600	

9 審査意見

徳佐児童クラブは、本市徳佐小学校区において、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し放課後の適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童健全育成事業」の場として設置している施設です。

そのため、本施設は、「遊び等の活動拠点」としての機能と「生活の場」としての機能を適切に発揮し、児童が安全に安心して過ごすことができ、子どもの一人ひとりの状況や発達段階を踏まえた育成支援を展開することが期待されます。

そこで、指定管理者になろうとする団体については、こうした施設の設置目的や性格を踏まえ審査を行いました。

現行の指定管理者である山口市社会福祉協議会は、これまでの実績、経験や培われたノウハウを基に、施設の持っている目的や性格を十分に理解し、今まで以上にその特色をフルに発揮させる事業の実施、及び施設の管理を行う能力を有しています。

特に、人材の確保と育成について、試験委員会を開催し、明確な評価基準を持って採用を行い、計画的に放課後児童支援員認定資格研修を受けさせることとしている点が評価できます。

また、現在の指定管理期間中には、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための小学校臨時休業期間中の全平日に午前中保育を実施しており、今後も市の施策に貢献する運営が期待できます。

以上、総合的に判断して、山口市社会福祉協議会は徳佐児童クラブの特定団体として、必要な条件を満たしており、適当であるものと認めます。

別紙1 指定管理者候補者選定基準

評価項目		評価の視点	配点	
大項目	小項目			
(1) 平等な利用を確保することができるものであること		・利用申込にあたり一部の利用者に対して正当な理由なく利用を拒んだり、優遇するおそれはないか。	10点	
(2) 施設の効用を最大限に発揮できる能力を有していること	施設の設置目的を理解し、明確な運営方針を持っていること	・施設運営の基本理念は確立されているか。 ・施設の運営目的を反映した運営方針となっているか。	10点	
	施設の運営課題を把握し、課題解決に向けた取組がなされていること	・現状の運営課題を的確にとらえているか。 ・運営課題に対する対応は適切か。 ・児童一人一人の特性や保護者の意向を反映させる運営方針となっているか。	10点	
	利用者への適切なサービスを提供するための事業提案がなされていること	利用者へ 年間計画	・年間を通して児童の遊びと生活の場として機能する計画となっているか。	10点
		平日の活動内容	・放課後の児童の過ごし方として適切な内容となっているか。	10点
		土曜日・長期休業中の活動内容	・1日の児童の過ごし方として、適切な内容となっているか。	10点
		支援の必要な児童への対応	・支援の必要な児童の受け入れ、対応は適切に行えるか。	10点
		児童の衛生管理、体調管理	・熱中症対策、感染症予防、食中毒防止のための取組がなされているか。	10点
地域・学校・その他関係機関との連携が図られていること	・地域の実情に応じた地域連携事業の取組がなされているか。	10点		
(3) 施設の管理経費の縮減が図られること		・経費縮減が図られているか。 ・経費の積算は適切になされているか。	10点	
(4) 施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること	日常の事故防止や防犯、防災対策が十分に行える体制となっていること	・適切な安全管理体制や防犯、防災対策が取られているか。 ・事故、災害、緊急時への対応を適切に行える体制となっているか。 ・個人情報の取扱いを適切に行える体制となっているか。	10点	
	施設の維持管理を適切に行える体制となっていること	・施設の維持管理を適切に行える体制となっているか。 ・ごみ減量、エネルギー削減等環境に対する配慮はなされているか。	10点	
	保護者等からの苦情、要望に対し適切に対応できる体制となっていること	・適切に対応できる苦情処理体制がとられているか。 ・利用者からの要望対応が適切に実施できるか。	10点	
	職員体制は基準に沿って人員を配置していること	・安定的な運営が可能となる人員配置となっているか。	10点	

	人材確保のための取り組みがなされていること	・実効性を期待できる人材確保の取組みがなされているか。	10点
	人材育成のための取り組みがなされていること	・研修計画や人材育成方針に沿った取組みがなされているか。	10点
	直近の指定管理期間中、モニタリング等において、重大な文書指摘を受けていないこと	・モニタリング等において重大な文書指摘を受けていないか。	10点
	直近の指定管理期間中、支援員による児童への虐待案件が発生していないこと	・支援員による児童への虐待案件が発生していないか	10点
(5) 市の施策への貢献が期待できること	直近の指定管理期間中、待機児童解消のための取組みを行ったことがあること	・最大定員弾力受入率（5か年の4/1時点最大値） =受入人数/施設定員×100	10点
	令和2年3月から5月にかけての新型コロナウイルス感染症に伴う小学校臨時休校の際に、平日午前中の開所を行ったことがあること	・臨時休校決定後、速やかな体制整備が行えたか。	10点
合計			200点